埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

The Learning System of Chinese Characters in Ancient China : On the Basis of Newly Discovered KANTOKU in the Later Han Dynasty

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-08-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大橋, 修一 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1143

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

中国古代における文字習得システム

――漢新出土の簡牘にもとづいて――

大橋修一

一

近年、中国においては、近代化に伴う大規模な工事が行われ、地下から古代中国の夥しい量の簡牘（古代において、紙の代用品として竹や木が文書として使用された。これを総称して簡牘と呼ぶ）が出土している。とりわけ湖北省、湖南省においては、他省をはるかに凌駕している。ちなみに近年の湖南省から出土した簡牘を例にとってみてみよう。一九九六年七月には、長沙市走馬楼にある古井戸から三国・呉時代の簡牘がおよそ十万枚出土している。主に官文書である。二〇〇二年には龍山県里耶鎮の戦国時代古城の古井戸から秦時代の簡牘三万七千枚が出土している。これは主として秦始皇帝全国統一時代の公文書である。また二〇〇四年には長沙市東牌楼の古井戸から後漢時代晩期の簡牘二〇六枚（主に官文書、私信）、また二〇一〇年には長沙市新世界百貨大履から後漢時代の官文書や私信など八千余枚、二〇一一年には同じ長沙市尚徳街から一七一枚の有字簡（文字が書かれた簡牘）が出土している。主に官文書、私信（手紙）である。

ここで取りあげる中国古代、とりわけ秦から後漢時代に至るまで、どのような文字習得システムが存在していたのか、その伝承された文献は、はたして正確なものなのか、またその習得された成果が、どのような実態を持つ書体であったのか、について述べるわけであるが、これらの裏付けとなる資料の多くは、実はこうした地下からの古代遺物の出現によって研究が可能となったわけである。

さて古代の文献において、その文字習得システムが窺われるのが、漢の許慎（五八～一四九）の『説文解字』序においてである。

> 自爾秦書有八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隷書。漢興有艸書、尉律、

學僮一七已上、始試、諷籀書九千字、乃得爲史、又以八體試之、郡移大史并課、最者以爲尚書史。

秦の書体には八種があった。大篆、小篆、刻符、蟲書、摹印、署書、殳書、隷書である。漢が興ると草書ができた。尉律、学僮は一七歳以上になって初めて試験する。九千字を読み書きできて、はじめて史の資格を得ることができ、さらに八体によって試験し、郡はその八体の試験結果を大史に送り、成績優秀者を尚書史とした、というのである。さらに『説文』では新の王莽（八～二三）時代の書体にも言及する。

時有六書、一曰古文、孔子壁中書也、二曰奇字、即古文而異者也、三曰篆書、即小篆、秦始皇帝、使下杜人程邈所作也、四曰左書、即秦隷書、五曰繆篆、所以摹印也、六曰鳥蟲書、所以書幡信也

当時に六書があった。一に古文といい、孔子宅の壁から出たものである。二に奇字といい、つまり古文の異体字である。三に篆書といい、つまり小篆である。秦の始皇帝が下杜の人程邈に作らせたものである。四に左書といい、秦の隷書である。五に繆篆といい、印に彫るためのものである。六に鳥虫書といい、旗や符に書くためのものである、という。

王莽時代になると、八体が六書、つまり六体となり、殳書や刻符、署書の語が消えている。また、『漢書』芸文志にも、『説文』の前文と同様、試験と書記選考規程についての条文が見える。

漢興、蕭何（？～一九三BC）草律、亦著其法、曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲史、又以六體試之、課最者以爲尚書御史史書令史。

ここでは『説文』に見える八体が、『六体』となっている。この『漢書』と『説文』の若干の異同について、段玉裁（『説文』一五巻以上）は「班固の『漢書』は（九二年に班固が死に、妹の班昭が八表および天文志完成）『説文』（一〇〇年成立）より前に成立したのであるが、必ずしも『漢書』を見ていない可能性があり、別に基づくべき資料があったのかもしれない」と述べている。また後魏の江式の『論書表』に、

漢興、有尉律學、複教以籀書、又習八體、試之課最、以爲尚書史

とあり、つづけて唐の徐堅の『初学記』文部文字第三にも

秦焚燒先典、乃廢古文更用八體、一曰大篆、周宣王史籀所作也、二曰小篆、始皇時李斯、趙高、胡毋敬所作也、大小篆並簡册所用也、三曰刻符、施於符伝也。四曰摹印、施於印璽也、五曰蟲書爲虫鳥之形、

とあり、異同はあるものの『八体』とするのは、『説文』からの採録と思われる。

ところで、『説文』や『漢書』芸文志に記載する文字習得に関する試験もしくは書記官選考の規程の条文と、ほぼ同様の漢律が一九九四年、湖北省江陵県張家山で発見されたのである。(1)

発見されたのは二四七、二四九、二五八号の前漢墓である。この三基の内の二四七号墓の中から一、二三六枚（残片を除く）の竹簡が出土し、竹簡中の「歴譜」が高祖、劉邦の五年（前二〇二）から呂后二年にわたることから、紀元前一八六年前後と見られる。専者に『張家山漢墓竹簡―二四七号墓』（文物出版社）がある。竹簡の内容は八種にわたり、①二年律令三二枚、②歴譜、十八枚、③秦讞二二八枚、④脈書六六枚、⑤算数書一九〇枚、⑥蓋盧五五枚、⑦引書一一二枚、⑧遣策四一枚である。この前漢時代初期の二年律令[2]の条文中に、

史、卜子年十七年歳學、史、卜、祝學童學三歳、學試佴将詣太史、大卜、大祝、郡史學童詣其守、皆會八月朔日試之、試史學童以一五篇、能諷書五千字以上、乃得爲史、有以八體試之、郡移其八體課大史、大史誦課、取最一人以爲其縣令史、殿者勿以爲史、三歳壹并課、取最一人以爲尚書卒史（四七四～四七六号）

とあり、「史、卜の子は十七歳で就学する。史、卜、祝の学童は、学ぶこと三年で、学耳が引き連れて大史、大卜、大祝のものに赴き、郡の史の学童はその郡の郡守のところへ行き、いずれも八月一日を期日としてこれを試験する。史の學童の試験は一五篇によって行い、五千字以上を諳んじ書くことができて、はじめて史となることができる。さらに八体によって試験を行い、郡はその八体の試験結果を大史に送り、大史が試験結果を読む。成績優秀者一人をその県の令史とし、成績最低者は史としてはならない。三年間に一度試験成績を一つにまとめ、成績優秀者一人を尚書卒史とせよ」というのである。整理すると、一五篇は史の学童が受験する。五千字以上諷書できたものは、全員史となる。八体課、これは史が受験する。各郡の成績優秀者は県の令史となる。これは大史が採点する。并課、史が受験。三年に一度行われ、その中の最優秀成績者は尚書卒史となる、とある。ちなみに、秦、漢には、各種の課が設けられ、睡虎地の秦律・雑抄では、牛羊課がみられ、漢の居延簡には、郵書課、軍書課、駅馬課が散見される。八体課もこれらの課の存在と同様、課の一つであったと考えられる[3]。

律令文中の「一五篇」は『説文』に「宣王、大史籀、大篆一五篇を著す」とあり、段王裁の注にも「大篆一五篇はみな史籀篇といい、亦た史篇ともいう」とある。したがってこの史籀篇の可能性が高い。また律令条文の「風書五千字」は『説文』及び『漢書』芸文志では諷籀書九千字となり、律令条文の「八体」は『説文』に見える「八体」と同じであるが、『漢書』芸文志では「六体」となっている。張家山漢簡二四七号に記された律令との若干の異同については、許慎が「今、尉律有りと雖も課せず、小学修まらず、其の説に達すること莫きこと久し」と憤慨するように、許慎や『漢書』芸文志の編者班固が生きた後漢中期になると、漢律も形骸化し、しかも曖昧なものとなって伝存していたことが、これらの異同となったと考えられる。また現実の実行の困難規則がもつ理念、この二つのアンチノ

ミー（二律背反）に許慎が矛盾を感じていたことも窺われるのである。

ところでこの秦の「八体」説は、秦の文献上においては確認できないものの、この張家山の律令が公元前一八五年前後に書かれ、しかもこれは秦滅亡後、わずか二〇年しか経ていないことから推測すると、秦に八体が存在したことは、ほぼ事実として認識してもよいであろう。さらに顧実も『漢書芸文志講疏』において「諷書九千字なるものは周の制なり」と言い、また秦から前漢早期にかけての成文法規の移行については、東川祥丈氏が、「東漢律考」[4]において「秦帝国において、〝以吏為師〟の観念の下、法律知識の習得が、民衆に法律を知らしめる存在として、下級官吏の必須条件であったことはよく知られている。西漢に入ってからも、史書を見る限り、法律知識が官吏の修得すべきスキルとして重視されていたことは基本的に変わっていない」といい、工藤元男氏も、「張家山漢簡は、これまで検討してきたように秦の統一過程における〝法と習俗〟の問題が、前漢でもまたくりかえされたことをしめしている」[5]と述べるなど、秦律と張家山漢簡の漢律との関係を示唆しているのである。こうして見ると、秦の「八体」を記した条文も秦から前漢初期にかけては踏襲されたものと思われる。

以上、従来から伝わる文献『説文解字』や『漢書芸文誌』記載の内容と、新しく張家山から近年出土した前漢の竹簡の文章が多少の異同はあるにしても内容において文献と大差のないことが証明されたわけである。

そうしてみると、秦滅亡後、これらの文書システムに精通した秦の史官たちが。漢に転身するにともない、漢代の公文書及び文字習得システムがそのまま継承されたと見て間違いないであろう。

続けて、漢の王充の『論衡』巻第十二、程材を見てみよう。

世俗學問者、不肯竟經明學、深知古今、急欲成一家章句。義理略具、同趨學史書、讀律諷令、治作情奏

とある。世に学問する者は、正統の経学を学ぶことを怠って、律令などの公文書にたずさわる書記官となることだけを目指している、というのである。そのために「史書」を学び、その史書の章句を覚えようとした、というのである。「史書」とは、識字テストである「蒼頡篇」や「急就篇」のことであろう。この二篇については、『漢書』芸文志によると、蒼頡篇については、「蒼頡一篇、秦の丞相、李斯作」とあり、急就篇については「漢の元帝の時、黄門令、史游作」である。また同じ芸文志によると「漢興りて、閭里の書師、蒼頡、爰歴、博学の三篇を合し、六十字を断じて、以って一章と為し、凡そ五十五章、并せて蒼頡篇と為す」とある。漢になると、今度は、秦の李斯作の蒼頡篇と、趙高作の爰歴篇、胡毋敬作の博学篇の三篇の識字テクストを合わせ、六十字を一章とし、五十五章とした、とあり、総字数が三三〇〇字あったことが判明する。秦の李斯作の蒼頡篇のオリジナル本と、漢代には三篇を合した蒼頡篇が存在したわけである。では、急就篇と蒼頡篇の関係については、再び芸文志を

見ると「黄門令史游は急就篇を作し、成帝の時、将作大匠李長は元尚篇を作し、皆蒼頡中の正字なり」とある。つまり、史游の急就篇も、李長の元尚篇もみな蒼頡篇に収録された文字を使用したというのである。おそらく「急就篇」を作るにあたり、「蒼頡篇」から不要な字の削減を行い、必要な文字を選定し、現状の令史や史になるためのテクストに改正したものと思われる。山元宣宏氏[6]によると「急就篇」の性格は、事務作業に必要であった不特定多数の下級役人のためのものではなかったか、といっている。

同じ『論衡』巻第三十、自紀によると、

八歳出於書館、書館小僮百人以上、皆以過失袒簎、或以書醜得鞭。

とある。八歳で文字を習う書館に行き、そこでもし文字の過失があれば、叱責された。また書かれた文字が美しくなければ、鞭で打たれたという。文字の美醜が問題視されていたことは注目されよう。

二

これらの秦、漢文字習得システムから学んだ令史や史、いわゆる書記官たちによって書かれた官文書や私信の実態についてもふれておこう。史料としては先述した二〇〇四年、長沙市東牌楼から出土した後漢晩期の簡牘である。紀年のある簡は建寧四年（一七一）、熹平元年（一七二）、光和七年（一八四）、中元三年（一八六）などが見え、霊帝期（一六八～一八九）に属する。内容は名刺や封検、木牘に書かれた官文書や私信など多様性に富んでいる。二つ目の史料は、二〇一一年長沙市尚徳街から出土した後漢時代の簡牘である。東牌楼と尚徳街は同じ長沙市内にあり、距離的にも接近して内容、書体とも共通している。封検、さらに木牘に書かれた公文書、名刺、私信も含まれる。東漢の永元十一年（九九）、建安十一年（二〇六）といった紀年が見られ、漢の中期から晩期の史料ということになる。この二つの史料は、漢の文字習得システムによった後漢期における書記官たちの生の史料なのである。書体も、草書、行書、篆書、隷書と実にバリエーションに富んでいる。ところで、後漢から魏にかけて活躍した鍾繇（一五一～二三〇）についてもふれておこう。南斉の羊欣の『古来能書人名』に鍾繇について次のように記している。

「鍾（繇）書に三體あり。一に曰く銘石書。最も妙なるものなり。二に曰く、章程書、秘書に伝え、小学を教うるものなり。三に曰く行狎書、相聞するものなり」とある。鍾繇が得意とした書体に三つ、があったというのである。一つは石に刻銘する書体、二つ目は章程書と呼ばれ、世々秘書の官に伝えて、小学（文字学）を教えた書体、すなわち、今の楷書である。三つ目の行狎書とは、相聞、つまり手紙に書く書体、今の行書にあたる。この三つの書体を当時の人々はほめたたえたというのである。鍾繇が育った後漢には、用途に応じて三つの書体が書きわけられていたことが知られ、当時の書体がどのように認識されていたのか窺える。鍾繇も後漢の中期に生まれ、

文字習得システムでの教育を享受した人である。後漢においては、準公用体として隷書が公式の場において使用され、補助的な書体として草書や行書、それに新興の楷書が使用されていたことが文献から窺える。では二つの史料に基づいて当時の文学の実体を見てみよう。

図1は、木牘の私信である。高村武幸氏によれば私信には公務との関連性が高い「公文書的私信」とそうでない一般的な私信とに大別されるという。[7] この私信は公務に関わる内容が記されているので、「公文書的私信」ということになる。鍾繇の三体の中で、当時「私信は行書で書かれた」とあるが、図1もまさしく行書で書かれている。文献と実物によって証明されたことになる。

図1　表

図1　裏

図2は名刺である。「故吏鄧邵再拝」とある。故吏の鄧邵がご挨拶致します、の意味である。この名刺を謁といい、下位の者が上位の者へ面会を求めるときに用いる。書体は隷書、勤厳な八分書で書かれ、当時もっとも正式な文字として認められていたのであろう。幅の狭い名刺を刺と呼び、区別していたようである。

図2

図3A・Bの書体は楷書である。ただし成熟した楷書とはいいがたい。後漢にはバリエーション豊かな書体が誕生していくが、この楷書も整理され、三国時代になって、正式な書体として確立していくわけである。一画の末筆には、隷書の波磔という装飾はすでに見られない。これらが、楷書が鍾繇三体の一つ、小学（文字学）を教える書体として当時認識されていたのであろう。図Cは楷書の習字簡である。楷書を練習したさまがうかがえる。図4、これは草書である。許慎の『説文解字』に「漢興りて草書あり」という。また後漢の趙壹の「草書を非る」の文からも、当時、草書が大流行していたさまがよくわかる。草書の名人、張芝の出現も時代の趨勢からすれば理解できよう。東牌楼や尚徳街の出土の簡牘中、草書の比率は多い。

図3 A

図3 B

図3 C

図4

図5は篆書である。篆書の一種の装飾体と思われる。秦の八体の一つ、鳥虫書と呼ばれる書体の一種と思われる。

以上、漢の文字習得システムによって、当時の令史や史、いわゆる書記官は文字習得に励んだわけである。その実体を新出土の簡牘と照合することによって確認したわけであるが、整理すると、当1時の書記官たちは、行政文書である隷書をはじめ、楷書や行書、草書といった書体を書きわけることに苦心し、さらに美しい文字を書くことに対しても意識の高さが感じられる。

図5

注

（1）王彦輝『張家山漢簡〈二年律令〉与漢代社会研究』二〇一〇年

（2）張家山漢簡「二年律令」については、A早稲田大学簡帛研究会が四七四～四七六号の訳注を発表している。「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（二）」、史律訳注Ⅰ」。またB京大人文研にも「江陵張家山二四七号墓出土漢律の研究」（朋友書店、二〇〇六年）の訳注がある。これを踏まえて冨谷氏は「書記官への道――漢代下級役人の文字習得――」（『文書行政の漢帝國』）がある。また広瀬薫雄氏も「張家山漢簡〈二年律令〉史律研究」（『秦漢律令研究』）において、A、Bを比較検討し訳注を試みている。

（3）邢義田『漢代の蒼頡篇』、『急就篇』、「八体と「史書」の問題について――秦漢時代の官史はいかにして文字を学んだか」（中央研究院歴史言語研究所「第二届古文字与古代史国際学術検討会」二〇〇八年）

（4）東川祥丈「東漢律考」（『中国文明の形成』二〇〇三年）

（5）工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（二〇〇二年）

（6）山本宣宏『古代書体論考』（二〇一六年）

（7）高村武幸『秦漢簡牘史料研究』（二〇一五年）

（提出日　平成二九年九月三〇日）